

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会 第16回都市計画部会

(事務局) 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第16回都市計画部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます総務課長の神山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、カメラ撮りは、冒頭から議事に入るまでに限らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の部会は、都市計画部会として「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」に関する答申案の報告につきましてご審議いただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日の都市計画部会の委員出席につきましては15名ということでありまして、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日にお手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。お手元、座席表、議事次第から始まりまして、配付資料一覧があると思います。配付資料一覧に基づきまして、資料1から資料6までであると思います。委員の先生方におかれましては、資料4と資料5の間に1枚紙で、「委員限り」という、先月行われました河川分科会での主な委員の意見が挟み込まれていると思います。

そのほか資料5、資料6、参考資料で議事録でございます。足りない資料がございましたら、事務局の方に申し入れていただければと思います。それでは、議事の方に進みたいと思います。これからの議事進行は部会長をお願いしたいと存じますので、部会長よろしくお願いいたします。

なお、ご発言いただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただき、発言終了後はスイッチをオフにさせていただきますようお願い申し上げます。では、部会長、よろしくお願いいたします。

(部会長) それでは、早速議事に移ります。はじめに、下水道小委員会に関する議事に移りたいと存じます。昨年2月27日に、国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対して「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」の諮問をいただき、審議会会長より都市計画・歴史的風土分科会に付託され、分科会長より当部会に付託されました。その後、諮問事項を調査・審議するため下水道小委員会を当部会に設置し、これまで3回にわたり議論を行ってきたところでございます。

この度、下水道小委員会としての答申(案)を取りまとめられましたので、事務局より説明をお願いしたいと思います。資料3、資料4は、事前に送付いたしましたので、委員の皆様にはお目通しいただいているという前提で、簡潔に説明をお願いしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

(事務局) 下水道企画課の植松と言います。よろしくお願いいたします。私の方から簡単にご説明させていただきます。お手元の資料3が答申(案)そのものでございますので、資

料3でご説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして目次でございますけれども、2ページ目ですが、構成としまして、「はじめに」ということと、I部ということで「危機を脱却し、新時代を拓け」ということと、II部ということで「下水道施策の新たな展開」、最後に「おわりに」ということとでございます。

3ページ目、「はじめに」でございますけれども、ポイントだけご説明させていただきます。一番下の段落でございますけれども、昨年に3回小委員会開催させていただいております。主に4つの観点で下水道事業の現状・課題及び新たな展開を実現するため国として早急に実施すべきものを含めて今後5年ぐらいを目途に講ずべき施策について検討させていただいたところでございます。

主な4つのポイントでございますけれども、1つ目は、人・モノということで、財政・人材の制約がある中で、平常時・非常時ともに最適な下水道機能・サービスの持続的な提供方策について、2つ目は、浸水対策ということでございます。4ページ目でございますけれども、3つ目として、水・資源・エネルギーの観点から、環境にやさしい地域・社会づくりに向けた推進策ということでございます。4つ目が、水ビジネスを含めて、我が国産業の国内外における事業展開の推進策ということで、この4つについて審議をいただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして5ページ目、第I部でございます、「危機を脱却し、新時代を拓け」ということで、ここについては小委員会の委員の方々から、総論ということで、本答申を関係者に分かりやすく、趣旨をメリハリを付けて明確に伝えるような観点から、インパクトのある表現を書くべきというご指摘もございまして、このようになっております。

簡単にご説明させていただきますと、「迫り来る危機を直視せよ」ということで、従来下水道が担ってきた公共用水域の水質保全、あるいは浸水対策について書いています。それと、水の世紀、水循環、あるいは気候変動ということ踏まえて、今後も下水道は大きな役割を果たすべきだということとでございます。

一方、この下水道には課題が山積ということで、施設の老朽化、職員の減少、あるいは使用料さえも十分ではないということとでございます。また、人口減少ということで、ますます人材の確保は難しくなるか、まちづくりの形態の変化に合わせたシステムの再構築を行わなければいけないということとでございます。それと、大規模地震、あるいはいわゆるゲリラ豪雨についても十分な備えができてないということとでございます。

下水道管理者である公共団体において、下水道の役割、実態等について説明責任が果たされていないということで、「見えにくいインフラ」だからこそ、本当に「見える化」に向けた一層の努力が不可欠ということとでございます。最後の段落でございますけれども、こういう危機を直視して必要な対策を行わなければ、下水道の機能・サービスは損なわれて、悪影響を与えかねないということとでございます。

6 ページ目でございますけれども、「下水道の潜在力を発揮せよ」ということで、下水処理水、あるいは下水汚泥、バイオマス、下水熱を質・量ともに安定的に集約しているということ、あるいは、こういう下水道のポテンシャルを発揮して、従来の下水道の枠を超えた様々な分野に貢献の幅を拡大して、新しい時代を拓いていくことが今後の下水道には求められているということでございます。

最終的に、「総力を結集して挑め」ということで、こういう危機を脱却して、潜在力を発揮し、新たな時代を拓けということでございます。老朽化に伴い改築更新時代には、人口減少の時代にあわせ、水・資源・エネルギー供給システムへ転換する好機ではないかということなのです。

まずは「見える化」、説明責任の履行ということでございます。国には、「制度的枠組み」等の仕組みを早急に構築することを提言するとともに、実行に向けたリーダーシップを発揮することを期待する。あるいは、下水道管理者においては、事業運営をしていただくために必要な執行体制、財源の確保について、トップマネジメントを期待すると書いております。

7 ページ目以降がⅡ部ということございまして、「下水道施策の新たな展開」ということで、1 については説明を省略させていただきますが、1 の「下水道事業の現状と課題」は、定量的なデータを用い現状を踏まえた将来に向けた課題を書かせていただいております。7 ページ目は平常時・非常時の下水道機能・サービスの提供、9 ページ目からが浸水対策、10 ページは環境にやさしい地域・社会づくり、11 ページ目が民間企業の国内外における事業展開ということでございます。

13 ページ目からご説明させていただきますと、将来に向けた課題を解決するために、新たな施策展開へ向けて、国として、仕組みや制度の創設・拡充等の「制度導入」、J I S 化、I S O 化等の「基準化」、ガイドライン、事例集の作成による全国、さらには海外への「好事例の水平展開」という手法を体系的、効果的に実施する必要があるということでございます。

先ほどご説明しましたとおり、早急を実施すべきものを含めておおむね5年を目途に講ずべき施策について、これ以降書かせていただいているわけでございます。1 つ目の「平常時・非常時における最適な下水道機能・サービスの持続的提供」でございますけれども、「施策の考え方」を簡単にご説明させていただきます。

2 つ目の段落でございますけれども、下水道の普及が進み、膨大な下水道ストックが蓄積されていることを踏まえて、新規整備に加えて、維持管理・改築まで含めた一体的な最適化、管理していくことが必要ということでございます。そういう意味で、人・モノ・カネの一体管理、いわゆるアセットマネジメントを確立すべきだということでございます。

そのために、具体的にマネジメント計画である事業管理計画（仮称）の制度化、そのような計画を実行・改善するために必要なツールとなる下水道全国データベース、あるいは執行体制の確立ということを一体的に実施すべきだということを書いております。

最後の段落、「また」以降で、非常時ということで、大規模地震、津波、異常豪雨時においても最低限の機能・サービスを確保するために、ハード、ソフトを含めた効率的、効果的な危機管理が促進すべきだということでございます。

具体的な施策、14ページ目以降でございますけれども、2)の具体施策でございますけど、まず、老朽化施設が増えるということ等々を踏まえて、下水の管渠の維持・修繕に関する基準を設けることを検討するということでございます。

先ほど言ったアセットマネジメント計画、事業管理計画、下水道全国データベース、あるいは補完のあり方ということでございまして、公共団体の執行体制を強化するために様々な補完の体制について、必要となる能力、あるいは環境整備について検討するということでございます。

それと、日本下水道事業団、公共団体の下水道を支援するための地方共同法人でございますけれども、執行体制が脆弱な公共団体を支援するために、下水道事業団の支援の機能の充実について検討するということでございます。

15ページ目でございますけれども、協議会、それと使用料の徴収ということでございまして、今も十分取れてない自治体があるわけでございますけれども、今後一層、人口減少というもありますし、あるいは維持管理をより適切にさせていただくということもありますので、そういう財源が必要になることを踏まえて、使用料の算定の考え方についても国として検討していきたいということでございます。

それと、②汚水処理システムでございますけれども、コンパクトシティを含めて、土地利用計画と連携しつつ、公共団体に合併浄化槽、あるいは下水道で整備するか等、汚水処理についての構想について、今見直しをさせていただいているところでございますので、それを促進するというのと、あと汚水処理の普及については89%ぐらいにはなっております、残りの11%、人口で言うと1400万人ぐらいいるわけでございますけれども、人口減少、あるいは改築が今後増加するので、おおむね10年ぐらいで、その11%について汚水処理を概成していただけないかとお願いしておりますので、アクションプランなるものを作っていただくことを促進するということでございます。

「施設整備のスピードアップ」ということで、汚水処理のエリアの構想を見直した結果、下水道で実施する地区については、従来以上に、早期かつ安い手法で施設整備をするとともに、PFI等々を使って、新たな発注方法についても導入していくというわけでございます。

16ページ目でございますけれども、クライシスマネジメントということで、先ほどご説明したとおり、大規模災害時においても最低限の機能については、計画的に、段階的に、耐震化、耐津波化、耐水化を実施していくということ、あるいはBCP、災害支援協定の締結、応急復旧資機材の確保ということで、事前対策を強化するということでございます。それと16ページ、「人材の確保・育成」についても書かせていただいております。

17ページ目でございますけれども、浸水対策ということでございまして、いわゆるゲ

リラ豪雨の頻発化の適応策として、施策の考え方に書いておりますが、地域の状況に応じて計画降雨強度に基づいた下水道のハード整備を進めるとともに、民間の方々、あるいは関係住民の方々一体となって、ハード、ソフトを組み合わせた効果的、効率的な対策をすべきだということでございます。

具体施策ということで、下水と河川の一体的運用、下水についても雨量レーダー、ICT、ネットワーク化が書いておりますけれども、既存ストックを最大限に活用して、浸水の被害を軽減するというところでございます。

それと、民間における雨水貯留浸透施設の活用でございますけれども、下水道整備のみでは局地的集中豪雨が対応できない地区もありますので、それについては民間による雨水貯留浸透施設の設置とか、あるいは民間で整備し管理のところを下水道管理者がするとか、そういうことを促進するための制度についても検討すべきではないかということでございます。

またハード対策のみならず、ソフト対策ということもございますけれども、非常に大きな雨が降っているわけでございますので、最大クラスの降雨を対象に、内水浸水想定区域の策定、下水管の水位情報の把握、水防管理者、あるいは住民に対して情報提供をするような制度についても検討すべきではないかということでございます。

18ページ目、「浸水対策のみの公共下水道の実施」、従来、公共下水道というのは雨水整備と汚水整備、同じ区域でやらせていただいております、ところが先ほどご説明しましたとおり、汚水処理のエリアの見直しにより、合併浄化槽が既に整備されている区域については、汚水についてはもう公共下水道でやなくなる地域もありますので、そういう地区についても、雨水についてのみ、雨水排除に特化した公共下水道ができるように検討できないかということでございます。

19ページ目でございます。3つ目のポイントということで、「環境にやさしい地域・社会づくり」ということで、「施策の考え方」、具体的にご説明させていただきます。3つ目の段落でございますけれども、「具体的には」ということで書いておりますけれども、豊かな水環境を実現するために、従来、下水道については水質環境基準の達成というのを主な目的でやっておりましたが、引き続き水質環境基準の達成に加えて、地域のニーズに応じて様々な水質目標を設定して、下水処理場において能動的、効率的な水質・エネルギー管理ができないかということでございます。

もう1つ、水・資源・エネルギーの集約・供給拠点化ということで、下水処理場において、下水汚泥以外の様々なバイオマスとの共同化、あるいは下水管渠の中に下水が流れておりますけれども、その熱を民間の方々に活用していただいて、まちづくりの地域冷暖房とかに活用できないかということでございます。19ページの具体的な施策は、流域におけるエネルギー・資源管理の最適化を実施と書いております。

20ページ目でございますけれども、②「水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化」ということで、汚泥の広域化・共同化、廃棄物もバイオマスということござい

すので、廃棄物担当者との調整・手続の円滑化、先ほど言った、まちづくりと一体となった下水熱を促進するために、民間事業者における下水管渠内の熱交換器の設置の可能、規制緩和ということについても検討ということでございます。

それと、雨の利用、下水処理水の利用、あるいはコンポストの利用というのが20ページ、21ページのところでございます。

最後、4つ目のポイントでございまして、22ページ目でございますけれども、「民間企業の国内外における事業展開」ということございまして、公共団体の職員の減少もあり、民間企業の事業展開というような観点から書いてあるわけでございますけれども、具体施策として1つ目は、民間企業が新たな事業展開をするために、下水道事業そのものの「見える化」をしていきたいということでございます。コンセッション等々を含めてPPP/PFIを推進していきたいということでございます。

下水道技術ビジョンということで、これは民間企業からご提案いただいているわけでございますけれども、自治体のニーズ等踏まえて、産官学で中期的に下水道技術、どういう技術を将来開発していったらいいかというのを明確化してロードマップ化するということでございます。こういうことを踏まえて、民間の方でも技術開発を積極的にやっていきたいというような趣旨でございます。23ページ目、その結果、新たな技術開発されたものについて、公共団体で導入をしていただくような促進策を検討すべきだということでございます。

「本邦技術の国際展開」ということございまして、法制度、運営については、国あるいは公共団体が相手国政府に支援させていただくわけでございますけれども、民間レベルで現地のニーズに対応した新しい技術開発、あるいは本邦技術を相手国の発注仕様に反映、いわゆるスペックインとか、あるいはISOの標準化等々が書いております。

24ページ目でございますけれども、「施策展開の視点」ということございまして、3つ書いております。1つは、「効率的・効果的な事業実施」ということで、公共団体において、事業を選択・集中化して頂き、こういう事業に対して国として重点的に支援すべきだということでございます。

「(2) 下水道への理解の促進」、あるいは「(3) 流域管理の視点を踏まえた広域的な連携の推進」ということでございます。

最後のページ、25ページ目、「おわりに」ということでございますけれども、国として、本答申に示された施策を実現すべき制度的枠組みの構築について、早急かつ着実に取り組むとともに、事業主体である公共団体においても、本答申の趣旨を踏まえて各地域の特性に応じ、主体的、積極的な取組をお願いできないかということでございます。あとは具体的な施策については、幅広く下水道の関係者がおりますが、関係者が目標を共有して、最適な役割分担の下、WIN-WINの関係を構築するということでございます。

具体的に、公共団体の事業の執行体制に係る強化策については十分書ききれていないことを認識しておりますので、それについては今後、公共団体の実状に応じた様々な対応策

について引き続き検討すべきだということでございます。お手元の資料4については参考資料ということでございます。質疑応答のときに使わせていただければと思っております。

最後のペーパーですが、この下水道小委員会は、都市計画部会と河川分科会、両分科会、部会の下にありまして、先般12月19日に河川分科会が開かれましたので、そのときに、同じ資料を説明し、委員の方々からいただいた意見を簡単にご説明させていただきます。1枚ペーパー、ありますでしょうか。「社会資本整備審議会河川分科会（第51回）での主な委員意見」という1枚ペーパーでございます。ありますでしょうか。

一番初めの「第I部について」は、タイトルに新時代と書いておりますので、新時代にふさわしい具体的な施策を記載すべきではないかということでございます。具体的には、事業管理計画について盛り込むべきではないかというご指摘をいただいております。

あと下水道の「見える化」でございますけれども、住民にとって関心がある下水使用料の内容を十分説明することが必要であるとか、中高年を対象に、現場の方々々が苦勞している、まさしく現場を見ていただくべきではないかと。あるいは、小学生に対する下水道の教育を具体的に進めていただきたいということでございます。それと、先ほどご説明した3番目の「施策展開の視点」のところに、最近のICTを活用して下水道事業の情報を公開すべきことを記載すべきではないかということでございます。それと事業管理計画。

「その他」について、水循環基本法を踏まえて、流域管理の取組を一層進めていただきたいという指摘、最後でございますけれども、社整審の答申のあり方とか、ほかの政策との関係を分かりやすくすべきではないかというようなご意見をいただいております。以上でございます。

(部会長) ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ございましたらどなたからでも結構ですので、ご発言をお願いしたいと思います。それでは、A委員、どうぞ。

(A委員) すいません。下水道小委員会の委員長をさせていただいておりますので、ちょっと補足をということでご説明いたします。内容につきましては、今ご説明いただいたとおりですが、この答申を出す背景について、少しお話をしたいと思っております。

この答申を出すに当たって3回集まったということですが、3回でゼロから議論したということではございませんで、実はその前に、下水道ビジョンというのがございまして、これは元々の下水道ビジョンというのは約9年前に作られたものがございました。それを改訂するという作業を下水道政策研究委員会という場で行いました。そこで9回ぐらい、いろんな分野の方々に集まいただきました。その結果、今年の7月に新下水道ビジョンというのを打ち出したわけでございます。

そこでのキーワードは持続と進化ということをおっしゃって、下水道事業が、今、人・モノ・カネがない中でどうやって持続するかということと、とはいえ、その中で進化をしていかなきゃいけない。その2つを打ち出そうということで、基本的な概念をそこで出したわけでありまして、基本的な概念は出しても、そこから具体的な施策に進まないとな

く具体化しないということで、今回は5年を目途として、具体的にこういうのをやるんだと。

特にこの答申として必ず含めたいというものを選びまして、ここに答申として含めさせていただきます。そういうような視点で、下水道小委員会の方で議論をいたしましたので、ぜひ、ここでご審議をよろしくお願いいいたします。ちょっと補足でございます。

(部会長) ありがとうございます。それでは、委員の皆さん、いかがでしょうか。B委員、お願いします。

(B委員) 余り下水道のこと詳しくないのですが、一般的な話を少しさせていただきます。1つは、非常に見出しから気合いが入っている報告書で、非常にそういう面ではいいと思うのですが、1つ気になったのは、管理、運営、経営面が重要ということなわけですが、財務的な情報をきちんと標準化できて、皆さんに見せることができるようになっていくかということの記述がないので、若干、気になりました。

下水道はかなりのものが市民の皆さんの料金負担で支えられていて、将来、更新のときに負担を求めなきゃいけないというわけですが、なかなか市町村の方々にとっては難しいところだと思います。それについての情報が、最近の状況は余り知らないのですが、かなり政治的な問題を懸念して、隠されているという面があるのではないかというふうに思います。そういうところをきちんと出していくというのが、見える化の一番重要などではないかと思いますので、その点について考慮していただくようお願いをしたいと思います。

あと、市町村の支援をどうしていくかというのが非常に重要ではあるのですが、若干気になったのは、下水道事業団しか書いてないということです。どういう機能についても競争がないと腐っていくという面がありますので、こういった市町村支援についても、どうやって健全な競争を導入していくかということについての視野が欲しいということでございます。

あと、なかなか今の状況だと、こういうこと、きちんとできない状況かもしれないですが、いろいろなリスクがあって、リスクゼロというのは非常にコストが高いということでございますので、リスクを評価して、何をどういうふうに、一番有効で、コストの低いものをどういうふうに組み立てていくかということが重要だと思うのですが、それを何らかの形でトップマネジメントとして一元的に考えることができる人が必要ということだと思います。それについても検討をお願いしたいと思います。以上でございます。

(部会長) 事務局の方で何か今の、特に下水道財政辺りのところを。

(事務局) 財政でございますけれども、具体的には、24ページ目でございますけど、先ほどは説明飛ばさせていただいて非常に恐縮ですが、3の「施策展開の視点」ということで、十分書き切れてないかもしれませんが、(2)の「下水道への理解の促進」ということで、そもそも国民は、使用料の支払とか納税等を通じた費用負担者であって、したがって、国民の理解を得て、情報提供というようなことを書かせていただいております。

いずれにしても、大きな自治体は、経営計画ということで3年、5年の計画を立て

ていただいて、住民の方々にも分かるようなことで提示しておりますので、そういうものを一層進めるようなことをますます考えなくてはいけないと思っております。

それと、下水道事業団とほかの補完との関係について、まさしく、最後にご説明させていただいたのですが、支援体制のあり方については、まだ、十分書き切れてないところもありますので、様々な対応策について、「おわりに」に書いておりますけど、引き続き検討していく必要があると思っております。

(部会長) ありがとうございます。はい、下水道部長。

(下水道部長) 下水道部長でございます。少し補足をさせていただきたいと思いますが、まず経営面でございますけれども、確かにご指摘のように、今、下水道事業はほとんどが特別会計でやってございまして、なかなか、年度毎の費用が明らかになっていないというところがございます。

これでは、数値、公表したとしてもなかなか分からないという面がございますので、これは総務省とも連携していきますけれども、公営企業法の少なくとも財務適用を何とか進めてほしいということで、これは国としてお願いをしております。ただ、なかなか人材もいないと、特に小さい市町村では難しい、あるいは、過去作ったもののデータがなかなかないというような状況です。実態的には進んでいないのが現状でございまして、確か10数%ぐらいしか、公営企業の会計適用をしていただけていないということでございます。これにつきましては総務省と一緒に、マニュアルや事例の水平展開を図るというようなことで、取り組んでまいりたいと考えてございます。

報告書という意味では、先ほど説明者の方からご説明しましたように、部分的には書いてございますが、不足ということであればもう少し書き加えていきたいというふうに考えています。それから、支援のところでございますけれども、本文の14ページでございますけれども、下の方に事業団ということ書いてございますけれども、その上に補完制度の確立という項目がございます。

多種多様な補完体制ということでございますが、例えば大都市が周りの都市を応援するとか、あるいは、さらに約1400の下水道事業管理者でございまして、できるだけこれを大ぐくり化していく、例えば一部事務組合というようなものを使って大きくしていく、あるいは、その前段階の協議会制度などを制度的に作れないかと、こんなことを考えてございます。

ちょっと記載が不足しているかもしれませんが、けして事業団ということだけではないということでございますし、もう1つ、報告書という意味では、25ページの方、「おわりに」と書いています。「なお」と書いてございますが、ここの辺りも、補完のあり方について検討していく必要があるということでございますが、民間による補完というのが、先ほどA委員からございました新下水道ビジョンには書いてございます。

下水道事業における民間の活躍という意味では、既にもう下水道事業の9割ぐらいは民間に活躍していただいております。更に民間に補完という意味で活躍していただくために

は、例えば下水道管理者の責任の一端を担ってもらおうというようなことになりますと、少し制度的な手当てと言いますか、こういうものを慎重に検討していく必要がありますので、そこは、今書き切れておりませんが、継続して検討していきたいということでございます。

ただ下水道事業団という意味では、従来、インハウスエンジニア発注機関でございますので、その支援をするということは明確でございますので、このタイミングで、まずは制度的な手当てをしていったらどうかという意味です。けして、そこだけということではございません。引き続き検討も含めて取り組んでいきたいと考えてございます。

(部会長) ご説明ありがとうございました。では、C委員、どうぞ。

(C委員) 今の見出しに気合いが入っているという話で、内容的にもいろいろなものが盛り込まれていて、内容的に非常に魅力的なものだと思うのですが、見せ方という点では気合いの入っている、この「危機を脱却し、新時代を拓け」というようなことは、これはそちらで決めていただければいいのですが、答申の副題みたいのは入らないのでしょうか。という、これコメントというか、そういうことはしないのかという話で。

何か、もう1個、A委員が背景として説明されたようなことは、参考資料になるのかもしれないけど、これと一緒にどこかに入っている方が位置付けがよく分かっていいなど、それも思ったということがあります。

それから、全体、見える化というのが非常にキーになっていて、全体が見える化に向かってやっているというふうになれば、そういうふうに理解すればいいのかもしれませんが、実態を調べて、データベースを作っていたりなんかしている見える化もあるし、やるとこの基準をちゃんとするという話もあるし、計画を作ってそれを実際にどうやっているかということを見せるという見える化もあるし、見える化という言葉が最初の方に出てくるのですが、後、後ろのどれとどう関連しているのかというところで、それぞれの人がそれぞれの思いで読んでいるのではないかという気がちょっとしまして、それ、どういうふうにその説明を加えたらいいのか分かりませんが、専門外で読むと、見える化と言ったら、見える化についてはこういう点でこう見合っているよというようなことの説明がある方が、非常に分かりやすいなというふうに思ったということでもあります。

それからもう1点、事業管理計画でしたか、仮称、これが1つのキーになっているということだと思っておりますけれども、途中で10年間の中期計画みたいな話もありましたが、この事業管理計画と全体の、さっきのビジョンから始まっている何かの計画との位置付けで、これが何年間ぐらいでどう回っていくのかみたいなことが、ちょっとこの状態では読めないのですが、これはこれから検討するという事で書かれてないのか、書けるところがあれば少し書いていただければいいかなというふうに思いました。以上です。

(部会長) 今のご意見に何か。

(事務局) 見える化でございますけれども、基本的には今ご指摘ありました14ページ目の具体施策の事業管理計画のところ「計画の公表を通じて、アカウンタビリティを向

上させることを検討する」とか、あるいは、下水道全国データベースについても、どこまで情報を公開できるかという議論もありますが、基本的に多くのデータを公開できるような全国データベースの構築、この辺がまさしく見える化の一番の柱だと思っております。

(C委員) ここが柱だよ、というようなことがもう少し分かりやすくしていただくといいなというコメントです。

(事務局) 分かりました。事業管理計画についても、参考資料、資料4でございますけれども、59ページ目、60ページ目に書いてありますので、本文を見ても分かるように、一部書かせていただきます。

(C委員) これは失礼しました。送っていただいて、一応開いてはみたのですが、ちょっと大変なボリュームがあったので、失礼しました。

(部会長) この事業管理計画というのが今回の答申の1つのポイントだと思うのです。これは今までの計画とどこが違うのかが、今ひとつ分かりにくいと言いますか、今までの計画でも一応メンテナンスのところも確か入ってはいたようにも思うので、具体的にもう少しこの事業管理計画どういうものか、ちょっとご説明いただけませんか。

(事務局) お手元の資料4でございますけれども、59ページ目でございます。一番左側、現行計画ということで、法律に基づいて全ての公共団体に作っていただく事業計画については、施設の設置・構造・能力とか処理区域を記載するというので、基本的に新規整備を中心とした計画が現状の事業計画でございます。

委員長の言われた、更新についても計画があるのではないかということで、これ長寿命計画ということで、これについては予算制度の中で運用させていただいてまして、平成20年度から実施していますが、改築について補助させていただくときに、公共団体にこういう計画を立てていただいて、あるいは、一番下の、これも予算との関係でやらせていただいているわけでございますけれども、浸水、地震についても、こういう地域を、例えば50ミリ、あるいは70ミリの雨を対象に整備するとか、こういう管渠については耐震化しますというような、地区別重点計画も作っていただいております、こういうものをまとめさせていただいて、いわゆる新規整備から改築、あるいは維持・修繕まで含めた計画を一番右側の事業管理計画と呼ばせていただいているわけでございます。

(部会長) ありがとうございます。では、D委員、どうぞ。

(D委員) 下水道のように、ある程度事業性のあるインフラに関しましては、私は、個人の意見としては、これからの方向としてはPPP/PFIをもっと進めていくべきだと思っております。この中にも随分記述があるのですが、ページ11のところにも既にPPP/PFIには、DBO16件、PFI事業が10件、内外ともにあるのだというようなことの記述はあるのですが、教えていただきたいのは、こういった先進的にPPP/PFIでやってらっしゃるところが現実どうなのかということです。

まだ数が少ないので、十分にこういったやり方を発揮できているのかどうか分かりませんが、これが良いのであれば、やはりもっとこういった方向でやるべきであると進

めてほしい。もう少し全体に強いトーンで。これからのこういった事業手法を推進すべきというのは中にはあるのですが、もっと強くするべきである。まだ、何か途上で問題があるのであれば、こういったことをもう少しクリアにしなければならないということを、分析するべきでしょう。もちろんこういったPPP/PFIを進めるに当たっても、見える化であるとか、アセットマネジメントの確立であるとか、事業管理計画をもっと、更に徹底するであるとか、全国のデータベースを取るだとかということ、民間企業が入りやすい地ならしが必要ですが、そういったものを前提としておくということでは、しっかり書いてあると思うのです。まず、1点目の質問としましては、こういった先進事例がどうなのかということ、

そして、先進事例がうまくいっているのであれば、もう少し例として挙げていくべきだということと、それから、この「はじめに」というところで、4つのパラグラフのところの中にも、プラス1として、こういう事業手法についてももう少ししっかり記述すべきではないかと思うのです。そういう点でもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

(部会長) お願いします。

(事務局) すいません、現状からご説明させていただきますと、資料4の参考資料でございますけれども、46ページ目以降、若干ご説明させていただきます。先ほど部長からご説明させていただいたとおり、民間委託については、仕様発注でございますけれども、大体9割ぐらい、民間の方々をお願いしているところでございます。48ページ目に、先ほど言ったDBOとかPFIでございますけれども、例えばDBOについては、トータルとしては少ないですが左側の下の図、見ていただくように、増加傾向だということと、PFIについても下水汚泥の有効利用ということで、こちらに書いてあるとおり、エネルギー利用について実施しています。

今、何を検討しているかということで、コンセッションについても、もう少し民間の方々がコンセッションまでやってPFIを使えないかということ、まさしく今、検討しているところでございます。事業主体が公共団体なので、資料3の22ページ目、「具体施策」の「PPP/PFIの推進」ということで、包括的な業務等、様々な形態で、具体的には、先進的な取組をされている公共団体を支援して、国も一緒になって考えさせていただいて、その成果をガイドラインにして水平展開できないかという施策を書いてあるところでございます。

このPPP/PFIについて4つの観点からということ、でございますけれども、これも分かりにくかったかもしれませんが、まさしく4つ目の観点が、我が国産業の国内外における事業推進ということで、これまさしく民間企業の方々に国内外で様々な事業展開をしていただくということです。

(部会長) 部長、どうぞ。

(下水道部長) 下水道部長でございます。少し補足をさせていただきますが、PPP/PFI、今、説明者から説明したとおりでございますけれども、この参考資料の資料4の

46ページでございますが、下水道事業におけるPPP/PFI、大きく分けて2つあると考えていただければということだと思います。

1つは、まさに部分的に、よく行われておりますのが下水汚泥を有効利用する、水処理をして下水汚泥を出すまでは、いわゆる下水道事業なのですが、その汚泥からエネルギーを取り出す、あるいはそれを燃料として売る、こういうところについて、PPP/PFI、特に民間のお金を入れながら、PFIをかなりやっておりますし、うまくいっている例がたくさんあります。

そこは、売れるものがあるという意味で分かりやすいし、民間の技術もございますので、ノウハウを入れることができるということで、これにつきましては、国、あるいは公共団体としましても、より一層、進めていきたいというふうに考えてございます。

もう1つありますのは、下水道事業本体を特にコンセッションというような形で、もう少し民間で活躍していただけないかというところがございますが、これは今、特に浜松市でそういうことができないかということを検討しているところでございます。ここはまだ検討中ございまして、ご案内のとおり、公共事業でやってきておりますので、国費、それからその裏は公共事業債という、総務省からお金を借りるわけでございますが、その金利は非常に低廉な金利になってございます。

その代わりに民間のお金を入れてというのはなかなか難しいということがありますが、下水道事業に合った形のコンセッションができないかということで、今議論をしている最中ですので、中立的な書き方になるかなと思っております。

そういうことで、報告書の書き方といたしましては、報告書の11ページでございますけれども、PPP/PFIをやっているということで、特に汚泥の部分につきましては、やはり、民間の方からいろんな提案をいただきたく、そのためには下水道の実施状況であるとか、課題、ニーズを民間がきちんと把握をして、それにまた提案をして頂く、こんなことが必要であり、下水道事業の経営状況あるいは汚泥がどのぐらい出ているかということも含めて、情報公開していくことによって、進めていきたいということで、こういう書きぶりにしたということです。

(部会長) D委員、どうぞ。

(D委員) PPP/PFI、色々な中にあるということで、それは存じているつもりなのですがけれども、ぜひ、今後の方向の中でやっぱりコンセッション、というか、PPP/PFIの中でもやはりこれから機器を伴うぐらい非常に新しい投資も必要である、そして老朽化の改正をしていかなければならないと思います。やはり今の成長戦略と財政制約と両方ある程度可能にしていくためには、やはりコンセッションという方法というのは非常に大きな方法だと思います。私、この下水事業というのは割とそれが、割合システムが整うことの中で可能になると思いますので、ぜひ、この本文の中でも、PPP/PFIの中でももう少し分けて、そういった一部の汚泥であるとか、いわゆる管理運営を一応民間に任せているというようなPPP/PFIと、それから、もう丸ごと下水道事業全体をコン

セッションで民間の資金を入れながらやっていくということが重要です。もう少し、これ11ページの中でも、そういうふうに分けて、全部ひとくくりには何かしてしまうのではなくて、今ご説明聞いたことを、やはりもう少し分けて書く必要があるのではないかなというふうに思います。今、何か、まだ本体をどうするかというのは中立であるということですが、それにしても、ちょっとこの11ページの中では、そういったものがまだまだ分からないし、ちょっとひとくくりにして何となく民間と一緒にやっていくので、委託をやるのですよ、というふうな、ちょっと非常に抽象的な形で、方向が見えにくいと思いますので、ぜひ、PPP、PFIを推進していくということを明確にしていく検討をお願いしたいと思います。

(部会長) ありがとうございます。では、E委員、F委員の順でお願いいたします。

(E委員) 分かりやすい資料提供、どうもありがとうございます。個人的にいろいろ見えてきたので、そういう意味で有り難いと思っています。2点あるのですけれども、1点目は、視点として抜けているかも分からない、僕の見落とししかも分からないですけれども、というのは1点感じたことであります。

まず、こういう下水道がちゃんとカバーしていかないといけないところを、新規として足りないところをきちんとカバーしていきましょうという考え方と、あと古くなっているものを維持管理していきましょう、それはしっかり読めるのですけれども、ネットワークとして撤退すべきところというのはないですか、というのが1つの視点かなと思います。

コンパクトなまちづくりというのは、都市側では議論があるのですけれども、個別の施設ですよ、個別の施設を住宅とかが郊外から抜けて行って、都心に行きましょうという議論があって、実はネットワークのコンパクト化というのはちゃんとなかなか議論されていないのです。郊外の住宅地で配管がいろいろあって、どれだけ住宅が抜けるとネットワークが抜けるかというのをいろいろシミュレーションしたことあるのですが、なかなかネットワークを抜くというのは大変です。

要するに、施設がどれか1個残っていれば、それに対してネットワークを残しておかないといけないので、普通の都市のコンパクト化の問題よりもネットワークのコンパクト化問題というのは高度なことを解かないといけないのですよね。

たぶんネットワークだけでそれをやろうとすると無理で、都市側も一緒にやってくださいというふうな話をしなきゃいけないし、ネットワークも下水だけのネットワークじゃない、電力のネットワークもあれば、水道のネットワーク、道路もネットワークですので、ネットワークの間でも連携して、どうやって撤退するかという議論というのがたぶん必要になってくるということなのです。

気合いが入っている報告書なのですけれども、気合いが入っているということでは、そういう撤退するという観点から見たときの視点がやっぱり抜け落ちがちなので、そういう意味で、ひくところはどこかなというふうな観点で見ただいたときに、そういう新たな視点もあるんじゃないかなというふうなことを感じています。それが1点目です。

あと2点目は、資源利用のお話なのですが、先ほどのこの答申の中だと、例えば11ページの上のところに、下水汚泥これだけありますとか、年間電力消費量で考えるとこんなにありますとか、下水熱これだけありますとか、ポテンシャルは確かに書かれているとおり、かなりあるのですが、資料を拝見すると、やっぱり活用されているところはかなり少ないと。

それはいろんな制約があるのだと思うのですけれども、何が制約になっていてこれが十分利用できないのかということが、そこが見える化という点では、よく、まだ、すいません、資料拝見してよく見えないのです。恐らく今の答申の中でも、あのときこうしておけば、ここでは下水熱これだけ利用できたのにとか、そういう都市集積って結構あると思うのですけれども、そのとき何をしなかったのだろうかというふうなことなのです。

そういうのが何かうまく、ほかの制度もたぶん変えないといけないと思うのですけれども、そこを変えることによって、先ほどD委員からご指摘あったコンセッションみたいな話がうまく回るようになる部分も、また生まれてくるんじゃないかなというふうに感じていますので、そういう何か、有効利用されていない部分が、何が制約になっていてうまくいってないのか、制度的なもの、技術的なもの、両方あると思うのですけれども、そこをもうちょっといろんな事例で、海外の事例とかも見ていただいてやると、ちょっと展開があるのかなというふうに感じました。以上、2点です。

(部会長) では、F委員、お願いいたします。

(F委員) 1つは、水質というか、生態系の配慮のところの点でございます。10ページに「水環境の改善」というところで、かなり今の事実関係として、非常に十分な対応ができていないとか、不明な点が多いとか、そういうことが書いてあるのですけれども、じゃあそれに対してどうするかというところが、やや後ろ向きというか、きちっと書かれていない。

それに対してのところを拝見しますと、例えば20ページのところでは、雨水の水質管理は平成35年までにBODの負荷量への削減対策を完了させることというのを書いてあるのですけれども、その他については、例えば、あと19ページのところです。

19ページのところも「未規制物質等への対策」ということで、ここでは、調査研究を進め検討すること、ちょっと語尾だけやらせていただきますけれども、それから、「知見を収集し、指針の改定等必要な対応を図ること」ということで、やや実践的な事業計画には全く結びついていないと思っておりますので、水質に関しては、諸外国でもどんどん進んでおりますし、ここで海外への進出だとか、民間企業のものという対応も求めるということであるとすれば、この水質や生態系への配慮という部分に関しては、もう少しきちっとした対応策を、要するに検討するとか、知見を有するとか、企画を作るとかということではなくて、きちっと対応するというのを書くべきではないかということが1つございます。

それから2つ目にはアセットマネジメント、アセットマネジメントって書くと、それで

できるような気がしているのですけれども、結局15ページのところにも、アセットマネジメントを推進するためとか、多様な財源を活用している事例について調査研究を行うこと、というような形で書かれているのですけれども、具体的な事業スキームのところは、じゃあ下水道におけるアセットマネジメントって何ののだというところが明確にされていないので、そこら辺りまで、もしここまで分厚い答申をお書きになるのであれば、少しアセットマネジメントという一般的な書き方ではなくて、そこまで、少し踏み込んだ記述がどこかに出てくるべきではないかというのが2点目です。

あと3点目は、これは先ほどの第51回の河川分科会の中で流域管理のことが出ております。こちらの中でももちろん幾つか流総計画の拡充ですとか、あと最後のところに広域的な調整を行うべきであるというふうな書き方が書いてあるのですけれども、皆さんご存じのように、今まででも流域圏の考え方というのは日本の中では非常に、下水道と河川との問題が難しく、広域的な調整とかもなかなか、要するに体制は作っても、じゃあそれが事業にきちっとしたコミットメントができていくかという、そういうわけではないので、その辺が広域的な調整を行うべきであるというふうなところでいいのか、もう少し広域的な流域体制できちっと管理をすべきというふうに出て行くのかというところが、少し問題に感じています。

そういった意味では、最初の1ページ目は、あくまで市町村のトップマネジメントだ、ということを書かれているので、じゃあ余り広域調整ということではなくて、あくまでトップマネジメントで市町村別にやるのだということであれば、少し付属的に広域的なところも、流域計画をやるべきだということを考えるのかという、ちょっとその辺のスタンスの問題をちょっとお伺いしたいと思います。

それから最後に、24ページにかぎ括弧で「下水道の自分ゴト化」ということが書かれているのですけれども、こういう答申みたいなものは、最近ではこのまま、例えばちょっと誰かが英語に訳したりして出てきたりとかするような言葉ですので、ちょっとこの「下水道の自分ゴト化」という言葉というのを、こういう答申の中に盛り込むのは、内容的にはとてもよく分かりますけれども、盛り込むべきではないのではないかとこのように思います。以上でございます。

(部会長) G委員からも発言の要請がありますので、そこで一旦区切って事務局の方に、全部お答えするのはたぶん無理だと思いますので、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。では、G委員、お願いいたします。

(G委員) 内容としては、恐らく関係者の方々がこれをお読みになれば、自分が何をしなければならないのかということがよくお分かりになると思っております。私は、特に答申に付け加えたり、削除したりするところはないと思っております。その一方で、この後はためにする話としてお聞きいただきたいのですけれども、これを出すメッセージの意味というのを、ぜひ事業主体である地方自治体の皆さんに分かっていただくことが必要であると思っております。

先ほどからいろいろと議論が出ていますけれども、結局事業主体が地方自治体、もしくは少し異なる形式もありますけれども、地方主体で取り組んでいच्छると。しかも、下水道事業というのはかなり地方の選択が重要視されてきたので、同じ人口規模、同じ人口密度でも、普及率が非常に高いところと、下水道は普及させずにほかのことをやってきたという地方自治体もあるということです。そういう意味では、極めて地域ローカルな社会資本です。

そこで、どこまで、いつまで国が関与するかという話、あるいは、どこまで、いつまで国が関与できるかという話が、やはり重要なのだろう。5年を目処でされているということは、アベノミクスがうまくいって、物価が上がり始めて、金利が上がり始めた途端に、国が地方を支えられませんか。総務省も交付金をいきなり減らしますとか、国土交通省の中においても下水道というのは地域ローカルな話なのだから、国交省の方では手当てできません。そういうようなことがないとも言えない。

そういうときに、自立して、しっかり自分のところの経営状態を把握していただくという意味では、こういう形でしっかり管理計画を作っていただくことは重要ですし、いざという、そういうときのために備えていただくためにも、よく分かるようにしていただくということがとても大切であると思っています。

そういう意味では、本来的にはやはり自立的な経営と言いますか、自立的な運営というのが求められる事業であったと。それを改めて今ここで提示をしております。したがって、各地方自治体の皆さんには、自分の事業自体がどういう状況なのかということ把握していただくということの一助となるような答申なのですよということ、答申の中に書くことではないとは思いますが、メッセージとして伝えていただきたいと思えます。

(部会長) では、事務局の方で少し、お答えできそうなところをお願いします。

(事務局) 1点目の縮退の件でございますけれども、これについては、人口減少、15ページ目のところに、人口減少等踏まえた汚水処理システムという題名はあるのですが、具体的に読みにくいかもしれません、そこは再検討させていただきます。

それと資源利用でございますけれども、これについては問題点ということであれば、広域化とか、安くということで技術開発、あるいは、熱であれば、まちづくりとの連携とかありますので、その辺、十分かどうか、もう1回再検証させていただきます。

それと、水環境と流域でございますけれども、未規制物質については、正直言うと5年以内をとということも考えておりましたので、こういう書きぶりにさせていただいております。流域の観点から言うと、水質あるいは浸水対策ということで、流域の観点、非常に重要でございますので、それはどこまで盛り込めるかはもう1回見させていただきたいと思っております。

最後の意見ももっともでございます、公共団体の方々にアピールさせていただいて、事業管理計画というか、アセットマネジメントとか経営まで考えた施設管理をしていただければと思っております。

(部会長) はい、下水道部長。

(下水道部長) 下水道部長でございます。少し補足をさせていただきます。まず、E委員の、ひくところはどこなのかというご指摘でございますけれども、資料の4の4ページ目でございますが、今、合併浄化槽も含めて汚水処理普及率90%でございますが、残り10%、人口にすると1400万人ぐらいでございます。これをどう進めるかというところでございます。

この中にも、公共団体の方では、下水道で整備する予定の部分と、人口まばらで合併浄化槽を設置する部分がございます。都道府県構想と書いてございますけれども、集合処理をやる部分と個別処理をやる部分、市町村がそこを線引きして県で取りまとめると、こういうことを計画的にやっておるところでございますが、これの見直しを進めてくださいと、これは国の関係3省、汚水処理に関する関係3省で出しております。

この中で、現在、下水道で整備すべき、つまり集合処理で整備する予定の区域を縮小していただいておりますので、こういうところ、ひいていくというところを1つ、これは実際にやっております。

それから、既に下水道の管渠を敷いたところで、下水の管渠を使うことをやめるかというところ、これはぼろぼろになるまで使うのが一番いいと思います。更新するとき、更新するのか、合併浄化槽やるのかという判断があると思いますけれども、そこはひくというよりかは、できるだけ活用する必要があるかというふうに考えております。以上でございます。

(部会長) H委員、どうぞ。

(H委員) 下水道事業の責任者として自治体の立場から申し上げたいと思うのですが、国を挙げてこういう共通の認識に立つということは非常に大事だと思います。そういった意味で、小委員会のごときから今回の答申のような議論はしておりました。現実の問題としては、迫り来る危機というもの、その大部分は財源問題なのです。

50年ぐらいかけて100兆円近いストックができて、しかも、それは半分が国の補助金。そして、残りは地方で起債をしますが、その4割が交付税ですから、7割は国の資金でできているのです。それが50年たつて更新をしなければいけないというときに、中にはきちっと原価、コストが計算できている自治体もありますけれども、特別会計という形をとっている自治体もたくさんあります。

そういう中で、さあ更新が必要だ、もうもたなくなったといったときに、お金もない、人もない、どうするのだと、これが迫り来る危機の本質なのです。それに対して、自治体が経営状況がどうなっているのかしっかりと把握することが非常に大事で、それができているところも、そうでないところもたくさんあります。

ただし、財源をどうするといったときに、やるべきことは2つしかないのです。1つは受益者負担を必死でやろうということで、料金の適正化をもう少しきちんとして、料金をコストに見合うものにしていきたいと思います。これは非常に大事な視点なのですけれども、恐

らく下水道の料金を今の3倍にしても更新財源は出てこないと思います。どうしても、今まで国費を投入して作ってきたものですから、突然、これはもう自治体の責任ですよと言っても、現実にはできません。

ですから、やはり一定の国費の投入というのは必要だと思いますし、実際に更新のときにも補助してもらってやっております。そういう中で、国の責任が制度的枠組みを構築することだけで、あとは自治体の責任ですとなりますと、現実には自治体としてはどうにもならないところがあります。

やはり財源確保について、国も一定の責任を持つというスタンスを持っていただかないと、実際問題として、この危機を乗り切るとは難しいという、そんな思いがします。今、G委員のご発言もあるのですけれども、そこの認識を少し書き込んでいただけたら、1400自治体の過半を占める小さな自治体も少し希望を持って、下水道事業の危機に向き合うことができるのではないかと思います。

(G委員) ちょっといいですか。

(部会長) はい、G委員。

(G委員) 私も認識は同じなのです。先ほどは申し上げなかったのですが、この見える化ということが随分書かれています。見える化で、恐らく長期的に重要なのは、国が関与する根拠が見える化するということが大切だと思うのです。ですから、各事業者の方々の財務状況とかいろんな状況が明らかになった上で、それで国全体として支えるために国がどの程度関与するかということを見える化していかなければなりません。

そのための基礎の段階として、まず自治体の方のことを明らかにしていただいて、それを見て、国がどうすべきかというのを考えるべきであるということにおいては、このやるべきことは、ここに書かれている以上に重要であると思っています。

(部会長) 国の役割の話なので、ちょっと事務局からもコメントがございましたらいただければと思いますが。下水道部長、お願いします。

(下水道部長) 下水道部長でございます。ここの答申の中にどこまで書くのか分かりませんが、今のご指摘も踏まえて、可能であれば修正をしたいと思います。

(部会長) I委員、では、お願いいたします。

(I委員) 答申を読ませていただいて、やはり制度的なシンボルになるのはこの事業管理計画、先ほどお話出しましたけども、これだと思います。これの内容を盛り込んで、そこで今回のこの答申の魂というか、気持ちを表すということが、とても大事なという気がします。例えば、施設のライフサイクルの計画なのだということをきちんと正面に出して、それで先ほどB委員がおっしゃった、財務指標ですよ、

ああいうものが一定程度載るような計画として作ることをお考えになれないのでしょうか。例えば、自治体でも総合計画なんか、昔は、ただ、既存の各種計画だけ集めて載せていたのを、最近では市民の納得を得る意味で、その施策とそれを費用を併せて示して出すというようなことをやっているような例もあります。あと、先ほど出ました時間軸の重視

ということであれば、どれぐらいの計画スパンで更新をどれぐらいするかぐらいは明記した方がいいですね。

それと、全体的に下水道関係者間の情報共有という色彩が強くて、この計画を作るときにも、公表措置の規定だけではなくて、作るときでもやっぱり一定程度、市民の人を巻き込んで、取り込んで策定する趣旨を盛り込むべきです。要するに、この計画を作ることによって、作る自治体自体がお金のこと考えて、財政規律ということについて意識を持ってもらうとともに、かなりの国費が入っている計画であれば、それ負担していただく国民に対する説明責任のツールでもあるという形で、一種のコスト計画という意味が重要なので、今まであった事業計画と比べると相当色彩が違うものになっていると思います。その差異をやはりもう少し具体的に書き込んでいただくと、今回の答申で議論されたことの理念が制度的に表明できるのではないかなという気がします。もったいない気がしましたので、何か工夫いただければと思います。

(部会長) ありがとうございます。ほかにまだご発言のない委員の皆さん、いかがでしょうか。もしよろしければ、それじゃあ今の事業管理計画のところ、事務局の方で何かございますか。

(事務局) ご指摘いただいたとおり、参考資料には載っているのですが、参考資料だけでなく、こちらの答申に分かるように加えたいと思っております。

(部会長) それでは、いろいろとご意見ありがとうございました。一応審議も尽くしたという状況のようでございますので、本日いただいたご意見、及び河川分科会の方でもご意見をいただいております。これ既に説明ございましたけれども、踏まえて答申(案)とし、修正を加えた上で取りまとめたいと思いますが、それにつきましては部会長である私にご一任いただきたいと考えております。いかがでございましょうか。

また、この答申(案)につきましては、当部会の審議結果として議決されたものと扱わせていただきますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(部会長) お認めいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」の諮問につきましては、都市計画部会に審議が付託されておりますので、本部会の議決をもって、都市計画・歴史的風土分科会として議決したことになります。この後は、都市計画・歴史的風土分科会長の決裁、及び社会資本整備審議会長の決裁を経て、後日、社会資本整備審議会長名で国土交通大臣へ提出されることとなります。

この度の答申案の取りまとめに当たりましては、委員の皆様方には非常にご熱心に審議をいただきました。厚く御礼を申し上げます。これで下水道関係の審議は終了でございますが、報告事項が2つほど用意されております。まず、新たな時代の都市マネジメント小委員会の進捗状況について、事務局より報告をお願いいたします。当初の時間配分からは大分圧縮されておりますので、それを踏まえてご説明よろしくお願いたします。

す。

(事務局) 都市政策課の齋藤でございます。資料5に基づきまして、今回、下水道小委員会と同時に都市計画部会に設置されました、新たな時代の都市マネジメント小委員会の進捗状況につきまして、簡潔にご報告をさせていただきたいと思っております。

資料をおめくりいただきまして、社会資本整備審議会の都市計画・歴史的風土分科会への諮問ということで、3点ございます。このうちの諮問事項①といたしまして、「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか」ということが国土交通大臣から昨年2月に諮問されたところございまして、都市計画部会に付託されて、昨年の3月に、新たな時代の都市マネジメント小委員会が設置されたところでございます。

検討項目につきましては、そちらに3点書いてあるとおりございまして、「都市機能の維持・増進のために『民』が担う『公』のあり方」、これはエリアマネジメントのあり方についての検討ということでございます。

2点目は「柔軟性やスピード感、既存ストックの活用や整理合理化を踏まえた都市機能の更新の新たなあり方」ということございまして、都市施設の整備から管理運営までのあり方ですとか、あるいは、既成市街地の市街地の再整備のあり方というようなところの検討項目ということと、あと3点目につきましては、「グローバルな視点も取り入れた都市の現状や制度・政策の評価のあり方」というところの3点を検討項目としておるところでございまして、実際の進捗状況につきましては、次のページにございまして、J先生に委員長になっていただきまして、委員の一覧、右側にありますけれども、委員の方々にご議論をいただいております。

開催状況としては、既に4回開催をいたしております。まず、エリアマネジメントの方から先に議論を始めておまして、エリアマネジメントについて特徴的な団体であります株式会社北九州家守舎、一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会、株式会社まちづくりとやまという3者から現状につきましてヒアリングを行っているところでございます。

これに基づきまして、エリアマネジメントについて、その継続性でありますとか、効率性というところについての論点整理を行うとともに、都市施設につきまして、効率的な管理のあり方であるとか、民間活力の活用でありますとか、そういったところも含めまして、都市施設の整備・管理・運営のあり方というところについて議論を始めておるところでございます。

今後につきましては、先ほどのエリアマネジメントの議論と、あと都市施設の議論、市街地再整備の議論というところを含めまして、今年の夏を目処にいたしまして1次取りまとめを行い、その後で評価のあり方というところについて議論を進めていくという予定でございまして、今後、夏の取りまとめに向かいます。ちょっとタイトなスケジュールになるかと思っておりますけれども、関係委員の方々におかれましては、ご協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いをいたしたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは、こちらの方は特にご意見、ご質問等はなかったということにさせていただければと思えます。続きまして、改正都市再生特別措置法施行後の状況について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局) 都市計画課の菊池でございます。前回の部会で報告をさせていただきました都市再生特別措置法につきまして、その後の状況についてご説明をさせていただきます。まず1ページでございます。「地方都市の現状と課題」ということで、法律の背景でございますが、急激な人口減少、高齢化で、市街地が拡散、低密度な市街地を形成するということから、地方都市では居住者の生活のサービスの提供をどう支えるかというようなことを、少し問題認識として今回の法改正をしたわけでございます。

2ページにまいりまして、一方で大都市につきましては、状況が少し違ひまして、郊外を中心に高齢者、特に85歳以上の方が急速に増加するということで、そういった方々へのサービスの提供や地域の活力の維持というために医療・福祉機能の望ましい配置、生活サービス機能の配置ということ、目的にしながら法律を改正したわけでございます。

3ページ目が今回の法律の概要でございます。法律につきまして、まず、立地適正化計画というものを市町村に作っていただくと。これはできる規定でございまして、市町村にそれぞれ作っていただくと。その上で、その中で都市機能誘導区域という生活サービスを誘導するエリアと、そこに持ってくる施設を設定していただく。それと併せまして居住誘導区域という、居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定していただくと。

そして、これらにつきましては、従来の都市計画の土地利用の規制というものに加えて、誘導という形でいろいろなインセンティブを与えることによって、そういうまちづくりを誘導していこうということを考えてございまして、そして最後に、公共交通の維持・充実に図る公共交通網を設定して、その公共交通を軸とするまちづくりということを進めていこうということが、今回の法律の趣旨でございます。

4ページにまいりまして、改正地域公共交通活性化再生法というものを同時に国会で審議をいただきまして、同時に成立をさせていただきます。この改正公共交通法と同時に今回の法律も運用していこうということで進めてございます。その後、平成26年の7月でございます。5ページにまいりまして、4番、国土のグランドデザイン2050というものが出されてございまして、その中でもキーワードは「コンパクト+ネットワーク」ということがうたわれております。

6ページにまいりまして、それを踏まえまして、現在、国土審議会の計画部会におきまして、国土形成計画の見直しというものが進められてございまして、その中におきましても、グランドデザインを受けまして、「コンパクト+ネットワーク」というものが、現在、検討の中に入っております。今後審議を踏まえて平成27年の夏ぐらいに最終報告を取りまとめる予定となっております。

7ページにまいりまして、法律施行後の状況でございますが、都市再生特別措置法、地域公共交通活性化再生法の施行に合わせまして、全国の各ブロックにおきまして、公共団体、地方、それから交通事業者向けに都市計画と交通の合同説明会というものを2度にわたり開催してございまして、これまでに延べ1万人以上の方にお話を聞いていただきまして、現在この制度の普及に努めているところでございます。

8ページにまいりまして、そのような状況の中、立地適正化計画の作成に取り組む都市というものもかなりご関心を持っていただいております、高崎市、富山市、久留米市、熊本市など、約60都市が具体的に検討するという意向も表明されております、これらの都市につきまして、国としてもしっかりと計画策定ができるように支援をしてまいりたいというように考えてございます。

最後、9ページにまいりまして、「まち・ひと・しごと総合戦略」でございます。昨年12月の27日に閣議決定されたものでございますが、この中におきましても都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする交通ネットワーク形成が必要というようにうたわれておまして、関係省庁によるコンパクトシティ形成支援チームというものを設けて、強力な支援体制を構築するということになってございます。2020年までに立地適正化計画を作成する市町村数を150市町村、ということを目標と目指すということになってございまして、このような戦略の下、立地適正化計画の作成普及に向けて、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。報告は以上でございます。

(部会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見ございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。はい、K委員、どうぞ。

(K委員) ご報告ありがとうございます。特に8ページ以降のところ、具体的にいろいろ説明と支援をされているということなのですが、60都市が具体的検討ということで、意向を表明していると言いますが、実際にできるかどうかというのは非常に困難もたくさんあるというふうに思っております、市町村の、あるいは自治体、様々な方から、こういったところが非常に困難であるとか、あるいは、もうちょっと予算、あるいはいろいろな法制度による、具体的にこういうところを解決してほしいといった、そういった課題とか提案といったものはどの程度いただいているのでしょうか。

(部会長) 事務局、お願いいたします。

(事務局) 各自治体の方々から、いろいろと、確かに今回の制度につきまして、いろいろなご意見、あるいはご要望をいただいております。特に多いものは、やはり実際の立地適正化計画の区域の設定です。居住誘導区域、あるいは都市機能誘導区域の区域をどのように設定すれば良いのかというご相談が非常に多くなってございます。

そのようなものに対しましては、まず区域の設定から入りますとなかなか難しいところがございますので、まず、その都市のそれぞれの将来の課題、人口の動向とか、いろいろな公共施設の動向とか、そういうものをきちんと把握をして、将来どのようなことが課題

になるのか、そしてそれに向けて何をどのように誘導すれば良いのかという、むしろシナリオをきちんと考えてくださいと。

そういうことをきちんと検討すれば、おのずとどういったものをどう誘導すれば良いかというのが見えてくれば区域の考え方というのも見えてくる。したがって、いきなり区域から地元の方々とかに説明しますと、やはり難しい点がございまして、そういうプロセスを踏んでしっかりと地元に取り組んでいただければというお願いを、今しているところでございます。

(部会長) ありがとうございます。G委員、どうぞ。

(G委員) 私もK委員と同じように思っているのだと思いますが、2020年までに計画作るのが150市町村では、とても寂しいなというか、一桁違うとは言わないまでも、という気がいたします。つまり、それだと全体として、一国全体として効果小さいのではないかと思います。しかし、これは閣議決定された目標なのでそれは良いとして、その計画に至らない前の段階と言うのですか、事前計画案あるいは計画立案方針みたいなものですかね。そういうようなもので、後々、計画に移行していけるような柔軟な仕組みを作っていただきたい。都市局としては、このような方針を普及させていただきたいと思います。

(部会長) どうですか、事務局。

(事務局) 150市町村を目指す、というふうになってございますが、関心を持っている都市は、実はこれよりも多いのではというところもございまして、2020年、あと5年で恐らく行けるのがこれぐらいだと思っているのですが、それ以外にも関心を持ってまさしく前段階でいろいろと検討しようとしている市町村は多々ございますので、そういったところについてもしっかりと支援してまいりたいと考えてございます。

(部会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、こちらの報告についての質疑もこれぐらいにさせていただきます。

ありがとうございます。これで本日用意をされております審議事項、報告事項、ともに終わりましたので、ここから先は事務局にお返しをして、できましたら最後に都市局長からご挨拶を頂戴できればと思います。それでは、事務局の方にお返しいたします。

(事務局) ありがとうございます。下水道小委員会の臨時委員及び専門委員の皆様には、国土交通大臣からの諮問事項である「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」について、専門的な見地から精力的にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今後、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第3条第5項に基づきまして、都市計画・歴史的風土分科会長への報告をもって下水道小委員会は解散となり、臨時委員及び専門委員は任期満了となります。

A委員をはじめといたしまして、皆様方、ありがとうございます。重ねて厚く御礼を申し上げます。それでは最後に、小関都市局長から委員の皆様方に一言ご挨拶をさせていただきます。

(都市局長) 本日は委員の皆様方におかれましては、多岐にわたるテーマにつきまして熱心なご議論いただき、誠にありがとうございました。また、昨年2月に国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問された「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」に対する答申(案)につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして部会長とご相談をさせていただきたいと思っております。

国土交通省といたしましては、重要な都市インフラでございます下水道について、この新しい時代の下水道政策を推進すべく、下水道が果たしてきた多様な役割、課題を社会に発信するとともに、まちづくりとも十分連携しながら、新しい制度の導入を図るなど、最大限の努力をしております。今後とも委員の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局) それでは、これをもちまして第16回都市計画部会を閉会いたしたいと存じます。最後に事務局の方から委員の皆様方に資料を配付させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、ご参考としていただければと存じます。中には、国交省の税制改正の関係の概要と都市局の予算、平成27年当初予算の資料等がありますので、ご参考にしていただければと思っております。

また、ご陪席の皆様方におかれましては、会場外の机の上に同じものを置かせていただきましたのでお帰りの際にお持ちいただければと思っております。なお、本日の資料、大部となりますので、委員の皆様方、机の上にそのまま置いていただければ、後日こちらから送付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。